

平成二十一年二月四日提出
質問第八七号

在ロシア日本国大使館及び大使公邸に関する質問主意書

提出者 鈴木宗男

在ロシア日本国大使館及び大使公邸に関する質問主意書

一 二〇〇七年三月二十三日の政府答弁書（内閣衆質一六六第一二二号）では、在ロシア日本国大使館（以下、「大使館」という。）の新建物への移転日について「本年三月三十日を予定している。」との答弁がなされているが、「大使館」の新建物への移転は右の予定日に行われたか。確認を求める。

二 「大使館」の旧建物の取り扱いは現在どの様になっているか。二〇〇七年三月六日の政府答弁書（内閣衆質一六六第八七号）では「在ロシア日本国大使館（以下「大使館」という。）の現在の事務所の移転後の取扱いについては、現在ロシア連邦政府と協議中であり、協議がまとまる時期について、現段階で見通しを述べることは困難である。」との答弁がなされているが、右のロシア政府との協議はどの様にまとまり、「大使館」の旧建物の取り扱いは現在どの様になっているのか説明されたい。

三 「大使館」については、齋藤泰雄在ロシア日本国特命全権大使が、新建物への移転後も従来の大使公邸に住み続けることが問題視されていた。二の政府答弁書では、「大使館」が新建物に移行した後、どこに居住するか、またその賃料は邦貨換算で月額いくらになるかとの質問に対して、「外務省としては、現在の大使公邸を引き続き使用することが適当であると考えており、そのことを前提に、現在、賃借契約の

内容を含め、ロシア連邦政府と協議中である。」との答弁がなされているが、本年二月四日現在、右のロシア政府との協議はどの様にまとめ、齋藤大使はどこに居住することになったのか、またその賃料は邦貨換算で月額いくらか説明されたい。

四 「大使館」の新建物の賃料は邦貨換算で月額いくらか。

五 二〇〇六年十二月十九日の政府答弁書（内閣衆質一六五第二三四号）では、「現在の大使館事務棟と大使公邸の賃借料の合計は、邦貨換算で月額約九百五十六万円である。」との答弁がなされている。「大使館」の新建物への移転が二〇〇七年三月三十日に完了した後も、旧建物を引き続き借り続け、齋藤大使が従来の大使公邸に住み続けているのなら、現在も右答弁にある金額が支払われているものと思料するが、「大使館」の運営に無駄はないか。外務省の見解如何。

六 「大使館」はロシアにおける我が国を代表する機関として、十分にその機能を発揮しているか。外務省の見解如何。
右質問する。